

政令第二百六号

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法の施行期日は、令和三年七月十九日とする。